

九防管業第5782号
令和6年6月13日

佐賀県地域交流部空港課長
田中 丈晴 殿

九州防衛局管理部長
綿貫 賢一

本年2月28日に発生した米海兵隊ヘリ（CH-53）による佐賀空港への低高度飛行事案に係る航空法との関係について（回答）

本年3月18日に、当局から貴県に対して、本件に係る米側回答内容等を説明しました。その際、「当該米軍機のパイロットが所要の手続きを取ることにに対する認識が不足したまま接近を続けてしまったとのことだが、事前に航空局の方に連絡があったのかどうかということについての事実確認はできているのか」との質問を頂きました。

質問に対し、次のとおり回答します。

今般の事案に関して、航空交通情報の入手のための連絡を規定する航空法第96条の2※との関係について、国土交通省に確認を行いました。その結果、国土交通省からは、「今般の米軍ヘリは、佐賀 RADIO と交信を行っていることが確認できており、航空法第96条の2第1項の違反に該当するものではない」との回答を得ております。

また、本事案を受け、防衛省としては米側に対し、引き続き再発防止の徹底について求めてまいります。

※航空法第96条の2（航空機は、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、航行を行わなければならない。ただし、前条第1項の規定による指示に従っている場合又は連絡することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。）